

反対討論

市議案第33号 豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例の設定について討論を行います。委員会でも申し述べましたが改めて本会議でも申し上げます。

現状の豊中の水道料金の課題としては大きく3つあると思います。

1つ目は加入金の存在です。全域が市街化し、水需要が右肩下がりにになっている現状としてはその意義が失われているのは間違いがなく、我々も、これまで水道料金の値上げ抑制の原資として残されてきたことは一定理解しつつも今日的には許容されるものではないと認識します。今回、その加入金の廃止を提案されたことは評価しています。

2つ目は基本料金と従量料金のアンバランスです。水道では総括原価のうち、およそ62%が固定費、残る38%が変動費というコスト構造になっていますが、収入の構造としては基本料金が30%、従量料金が70%となっています。代表質問の答弁で固定費は基本料金でまかなうのが理想である旨の認識を示されました。そこで今回は、基本料金を各口径およそ1.3倍へ値上げし、基本料金収入を36%まで比率を上昇させようとしています。このことは固定費と変動費の割合に近づけていくことになるものであり、水道経営の安定化につながる方向に舵を切られたこととして理解をいたします。

3つ目は従量料金の逡増性とそれに関わる小口需要家などへの原価割れ料金の問題です。かつて豊中市は人口増加率が全国一レベルだった時期もあると仄聞しており、水需要の急激かつ大幅な上昇に対応するため大口需要者の使用抑制をはかる逡増料金制を採用してきたことは理解できます。しかし、加入金の廃止を提案されていることからわかるように今日的には水需要の大幅な上昇はあり得ず、逡増性の緩和が喫緊の課題と認識いたします。局自身も 昨年策定された『水道料金・下水道使用料算定の手引き』において逡増率の緩和、将来的には均一料金制を見据えるとされています。特に、大口需要家の場合には今日的には自家用の水浄化システムを導入することにより水道局から供給を受けるよりも安価に水を利用できる可能性が広がっています。これは令和2年市立豊中病院が地下水を利用した浄化処理システムを導入したことで明らかであります。これ以上、大口需要家が減少すれば、大口需要家の支払う水道料金の黒字で小口需要家の赤字分を補填してきた料金体系がますます維持できなくなることがはっきりしてきました。このような流れがある中、今回、従量料金についていずれの使用水量についても一律4円の値上げとされたことには大いに疑問が残ります。大口需要家の水道離れを今以上に加速させ、中長期的に水道料金収入を一層苦しいものにさせるのではないかと危惧します。将来的な均一料金を見据えるなら一律値上げの必要はなく、給水原価をはるかに上回る料金を取っている大口需要家の従量料金の値上げは必要ありません。上下水道局や審議会が小口利用者への配慮ということを言及されますが、これはいわゆる経済的困窮者のことを指しているのではないことが委員会の質疑でわかりました。水道利用者の中には大口であっても経済的に苦しい利用者は存在されるでしょう。にもかかわらず、大口の利用者から罰則的なほど

の料金をすでに徴収し、その黒字分を、経済力のある人もいる小口利用者の赤字補填に内部補助をしている今の状況は局自身が言われる公平性の観点から見過ごすことはできないと考えます。経済的に困窮する利用者に配慮が必要なら市長部局等で別途利用者への直接的な支援制度を検討すべきであり、水道料金内での内部補助関係は解消すべきであります。

最後に、水道料金の値上げは市民にとっては様々な物価上昇により生活が苦しくなっている昨今、はっきり言って負担でしかありません。こういう時には例えば口座振替にご協力いただいている方への料金割引制度を導入することなども検討し、少しでも市民負担の軽減に資する制度も併せて提案すべきです。

今回のご提案は上下水道局としても慎重な検討を重ねられたとは思いますが、我々としては受け入れがたい部分があるため条例案に対して反対であることを申し上げます。なお、修正案の提案も会派として検討いたしました但修正案が過半数を超える賛同を得られる見込みがなかったためやむなく原案反対という結論になりました。以上で討論といたします。

市議案第34号 豊中市下水道条例の一部を改正する条例の設定について反対討論をいたします。この議案は先の市議案第33号豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例の設定についてとセットで検討され、値上げ幅を設定されたものと上下水道局から説明を聞いています。従いまして、上水道の料金と併せて検討することが望ましいと考えることからこちらにつきましても反対をするものです。